

横浜市国民健康保険運営協議会

日時 平成 21 年 11 月 20 日（金）午後 3 時 30 分から
場所 ロイヤルホールヨコハマ 5 階ピレネーの間

次 第

開 会

健康福祉局長あいさつ

委員紹介

定足数確認報告

前回議事録要旨報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ

議 事

1 会長及び会長職務代行者の選任について・・・・・・・・ 6 ページ

2 平成 20 年度横浜市国民健康保険事業費会計決算について・・・ 8 ページ

3 赤字解消に向けた取組について・・・・・・・・・・・・ 14 ページ

4 国民健康保険料の特別徴収開始について・・・・・・・・ 16 ページ

5 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17 ページ

閉 会

健康福祉局

議事 1 会長及び会長職務代行者の選任

	新	旧
会 長		山崎 泰彦 委員 (公益代表)
会長職務代行者		横松 進一郎 委員 (公益代表)

《参考》

横浜市国民健康保険運営協議会規則

昭和 36 年 4 月 15 日
規則第 26 号

横浜市国民健康保険運営協議会規則をここに公布する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、横浜市国民健康保険条例(昭和 35 年 12 月横浜市条例第 35 号。以下「条例」という。)第 4 条の規定に基づき、国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、国民健康保険の実施に関する重要事項を審議し、あわせて市長の諮問に応ずるものとする。

(委嘱)

第 3 条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 協議会に、会長を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、第 1 項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

(招集)

第 6 条 協議会は、会長が招集する。ただし、委員の 3 分の 1 以上の者から協議会の招集の請求があったときは、会長は協議会を招集しなければならない。

2 会長は、協議会の日の 3 日前までに、会議の期日、場所及び審議事項を委員に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合はこの限りでない。

(議事)

第 7 条 協議会は、委員の定数の半数以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(昭 62 規則 21・一部改正)

(小委員会)

第 8 条 協議会に、苦情処理その他国民健康保険事業の実施に必要なと認められる事項について審議するため、小委員会を置くことができる。

(報告)

第 9 条 会長は、審議した結果及び会議の概要についての報告書を市長に提出しなければならない。

(幹事及び書記)

第 10 条 協議会に幹事及び書記若干人を置く。

2 幹事及び書記は、本市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受けて、会務を整理し、協議会の所掌事務について委員を補助する。

4 書記は、上司の命を受けて庶務に従事する。

(委任)

第 11 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、協議会が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 62 年 3 月規則第 21 号)

この規則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

議事 2 平成20年度国民健康保険事業費会計決算報告について

1 平成20年度国民健康保険事業費会計の収支について

平成20年度の国民健康保険事業費会計は、保険料等の歳入約2,793億円に対し、給付費等の歳出は、約2,935億円となっており、約142億円の収支不足が生じました。

これは、歳出において給付費のうち一般被保険者の給付費が超過したこと、及び歳入において保険料収納額が減少したこと等によるものです。

この不足分については、平成21年5月市会において、平成21年度予算を補正し、21年度の歳入を財源とする繰上充用を行い補填しました。

(1) 収支不足の主な要因

ア 平成20年度の制度改正により、一般被保険者数が当初の見込みを大幅に上回ったことや重度障害者の医療費の増による一般被保険者の給付費の増加

- * 一般被保険者数 予算 873,537人 → 決算 896,126人 (22,589人増)
- * 重度障害者 決算 約4,000人 (予算未計上)

イ 収納率の高い75歳以上の被保険者が長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に移行したことによる保険料収納率の低下等に伴う保険料収入の減少

- * 現年度分収納率 87.33% (前年度比▲2.07%)

平成20年度国民健康保険事業費会計 決算

(歳入)

(単位：千円)

科目	当初予算	現計予算(a)	決算(b)	差引(b-a)
保険料	83,055,645	83,553,339	76,673,051	△6,880,288
国・県・交付金	158,469,187	157,463,549	147,950,943	△9,512,606
市費繰入金	24,500,660	27,349,160	27,349,160	0
その他	29,892,522	29,892,522	27,303,893	△2,588,629
合計	295,918,014	298,258,570	(A) 279,277,047	△18,981,523

(歳出)

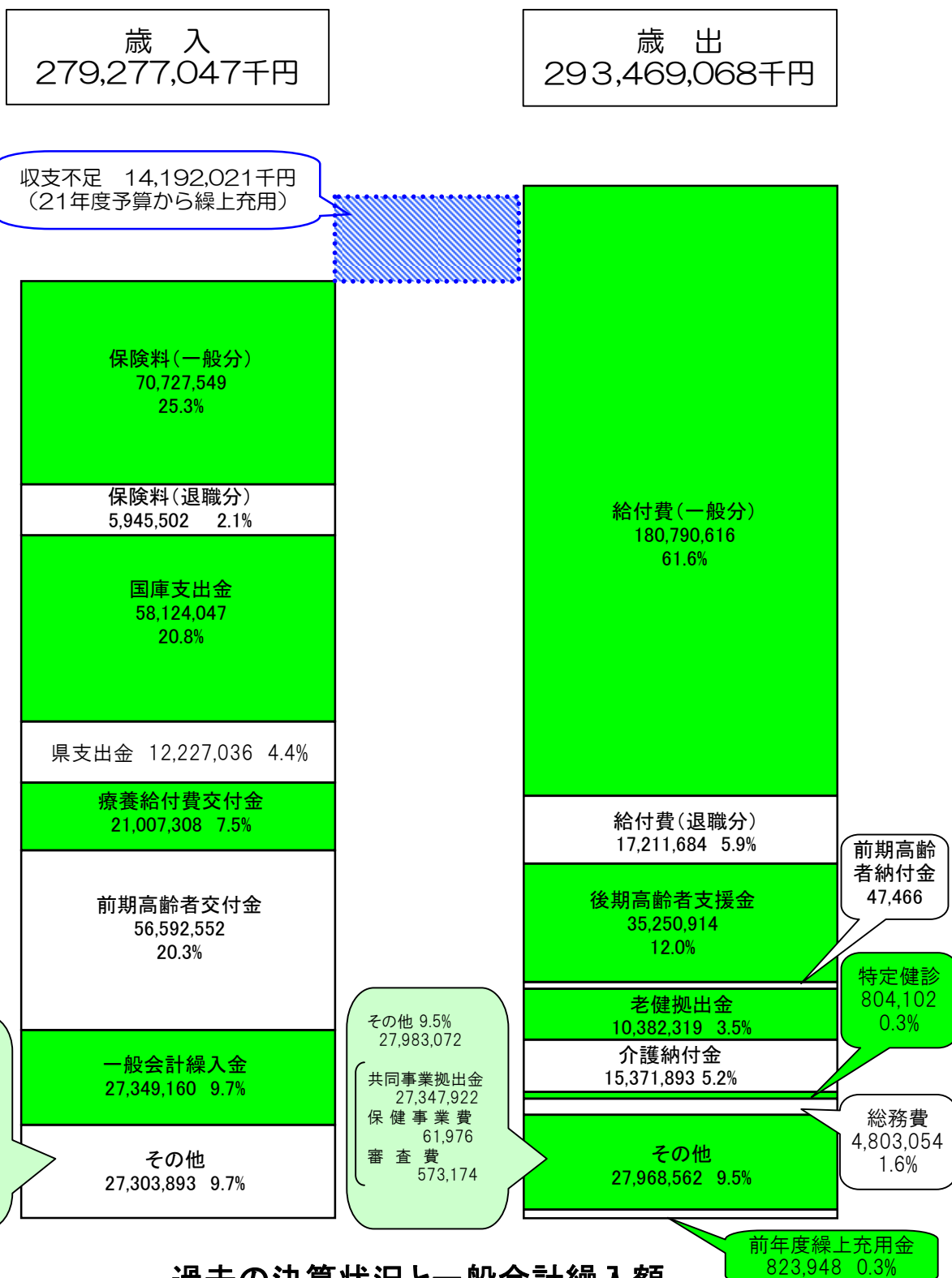
(単位：千円)

科目	当初予算	現計予算(a)	決算(b)	差引(b-a)
保険給付費	290,772,520	292,304,457	287,842,066	△4,462,391
事務費等	5,145,494	5,130,165	4,803,054	△327,111
前年度繰越充用金	0	823,948	823,948	0
合計	295,918,014	298,258,570	(B) 293,469,068	△4,789,502

保険給付費のうち一般被保険者にかかる給付費は、当初予算約1713億円に対し、決算約1808億円であり、約95億円の超過となりました。

収支(A-B)	△14,192,021
---------	-------------

平成20年度国民健康保険事業費会計決算概要



過去の決算状況と一般会計繰入額

(単位: 億円)

年度	決算額			
	歳入 (A)	(うち一般会計繰入金)	歳出 (B)	形式収支 (A-B)
平成15年度	2,417	(341)	2,440	△23
平成16年度	2,527	(356)	2,524	3
平成17年度	2,647	(343)	2,601	46
平成18年度	2,719	(293)	2,672	47
平成19年度	2,969	(284)	2,977	△8
平成20年度	2,793	(273)	2,935	△142

平成20年度国民健康保険事業費会計決算(歳入)

(単位：千円)

(歳入)	当初予算	予算現額 A	決算額 B	差引(B-A)	備考
1 保険料	83,055,645	83,553,339	76,673,051	△ 6,521,474	1人あたり保険料 医療分(全体) 67,471 円 (一般) 65,857 円 (退職) 106,076 円 介護分 23,901 円
① 医療分一般分	58,002,578	57,140,467	55,192,533	△ 1,947,934	
② 介護分一般分	6,239,743	6,247,474	6,029,168	△ 218,306	
③ 後期高齢者 支援分一般分	9,972,814	11,219,670	9,505,848	△ 1,713,822	
④ 医療分退職分	6,049,571	6,049,571	4,104,712	△ 1,944,859	
⑤ 介護分退職分	1,848,064	1,835,102	1,138,549	△ 696,553	
⑥ 後期高齢者 支援分退職分	942,875	1,061,055	702,241	△ 358,814	
2 一部負担金	10	10	0	△ 10	
3 国庫支出金	61,816,557	57,419,339	58,124,047	704,708	・療養給付費負担金 ・調整交付金 他
4 療養給付費交付金	31,052,721	30,806,563	21,007,308	△ 9,799,255	退職者被保険者等の医療費に係る支 払基金からの交付金
5 前期高齢者交付金	52,578,945	56,592,552	56,592,552	0	前期高齢者間の偏在による保険者間 の不均衡を調整するための交付金
6 県支出金	13,020,964	12,645,095	12,227,036	△ 418,059	・調整交付金 他
7 共同事業交付金	28,730,434	28,730,434	26,611,062	△ 2,119,372	高額な医療費による財政不安の解消 のための再保険事業の交付金
8 一般会計繰入金	24,500,660	27,349,160	27,349,160	0	1人あたり 29,307 円 ・保険料負担の緩和に対する繰入 ・法定軽減世帯に対する繰入 ・事務費に対する繰入 等
9 繰越金	1	1	0	△ 1	前年度からの繰越金
10 諸収入	1,162,077	1,162,077	692,831	△ 469,246	貸付金、雑収入
歳入合計	295,918,014	298,258,570	279,277,047	△ 18,981,523	

【収入差引】		(単位：円)	
(歳入)	(歳出)	(差引)	
279,277,047,309	293,469,067,854	=	△ 14,192,020,545

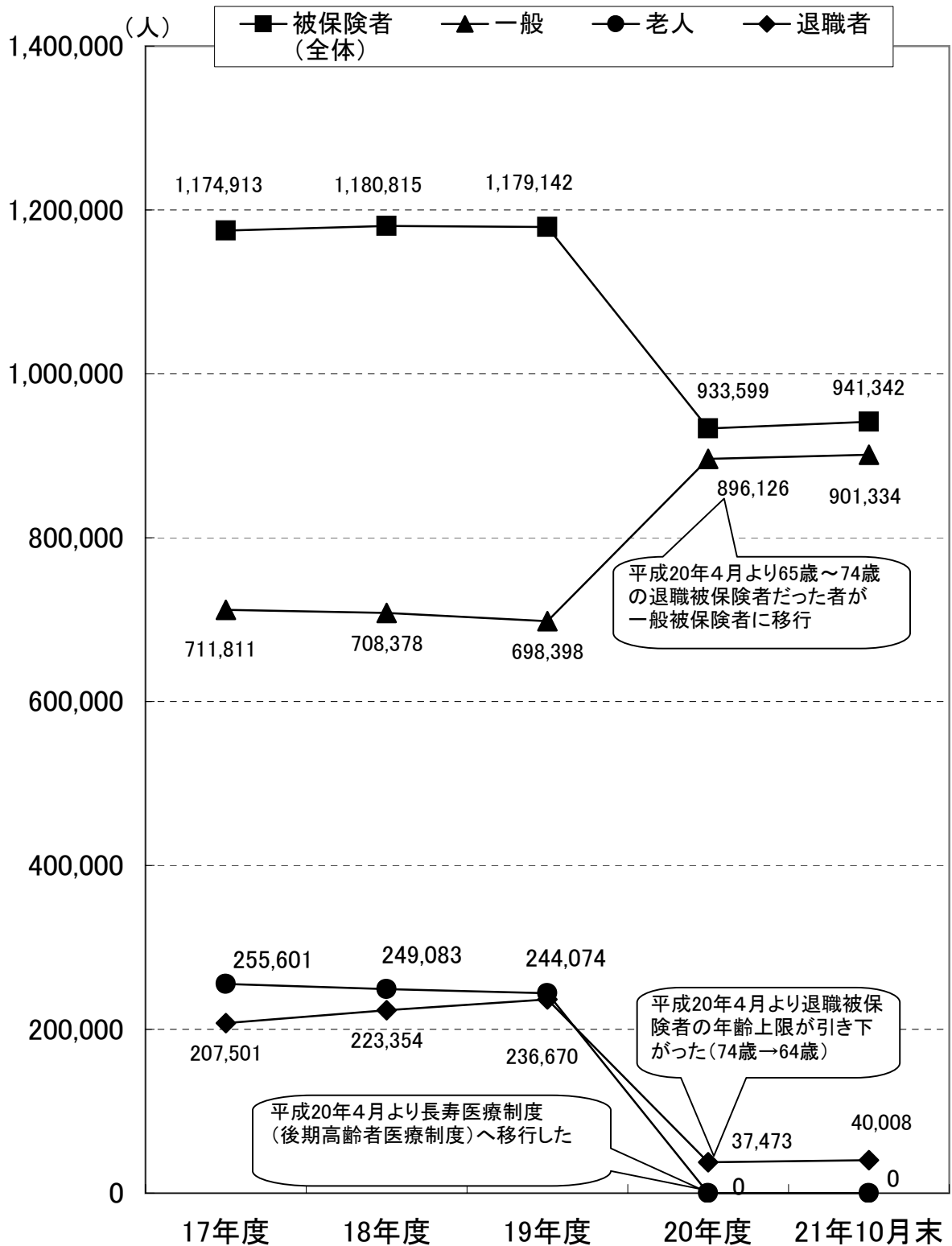
※ 差額は、21年度会計より繰上充用

平成20年度国民健康保険事業費会計決算(歳出)

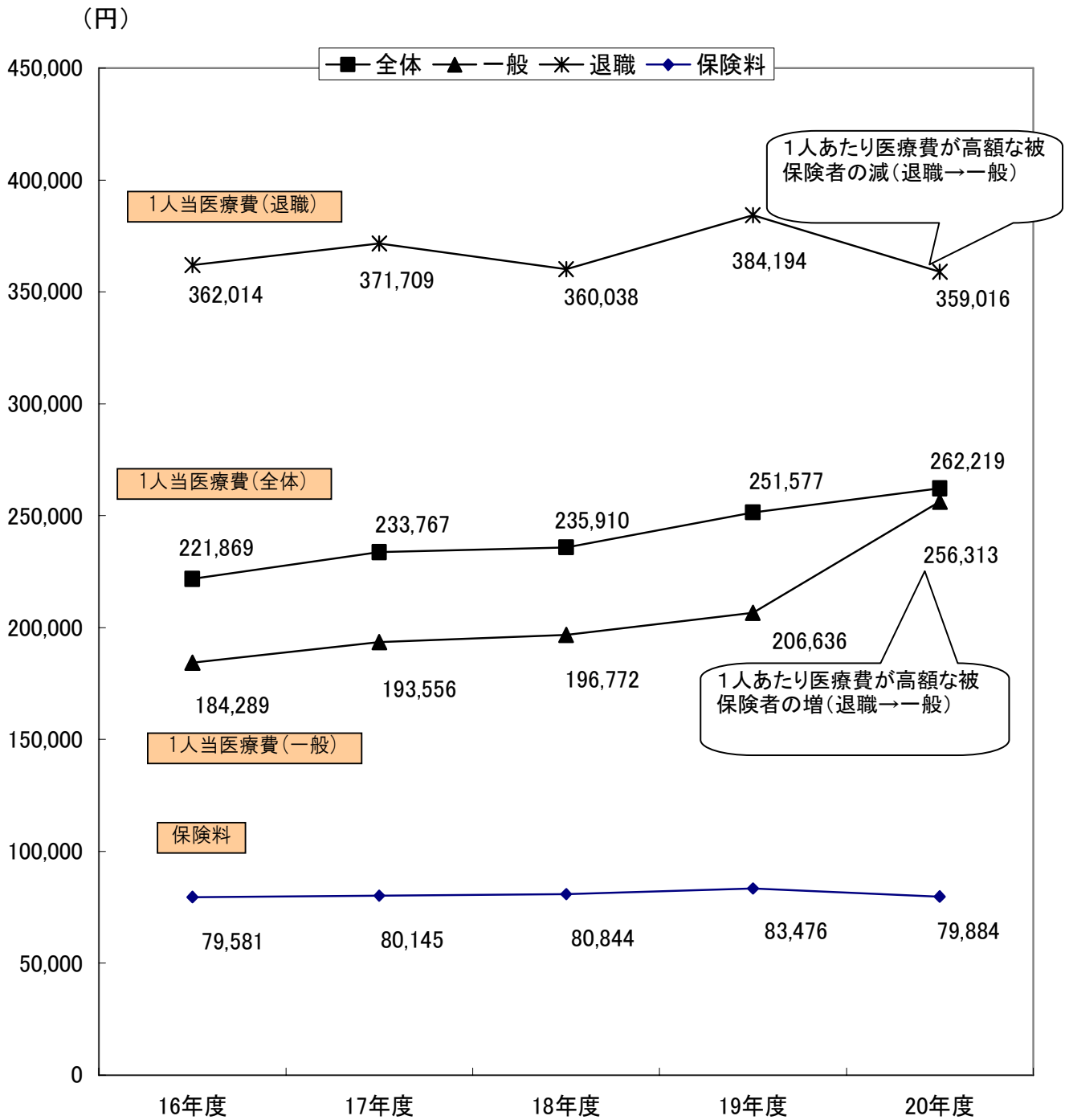
(単位：千円)

(歳出)	当初予算	予算現額 A	決算額 B	差引(B-A)	説明
1 総務費	5,135,494	5,120,165	4,803,054	△ 317,111	
2 保険給付費	290,772,520	292,304,457	287,842,066	△ 4,462,391	
① 給付費	171,284,062	180,790,616	180,790,616	0	・被保険者数(若人) 879,516人(予算 873,537人)
② 退職者等給付費	28,473,291	18,966,737	17,211,684	△ 1,755,053	
③ 後期高齢者支援金	33,264,638	35,250,914	35,250,914	0	高齢者の医療の確保に関する法律に基づく拠出金
④ 前期高齢者納付金	81,298	47,466	47,466	0	高齢者の医療の確保に関する法律に基づく納付金
⑤ 老人保健拠出金	10,775,870	10,382,319	10,382,319	0	老人保健法に基づく拠出金
⑥ 介護納付金	15,410,041	15,383,085	15,371,893	△ 11,192	介護保険法に基づく納付金 ・介護第2号被保険者数(平均) 342,529人
⑦ 高額医療費拠出金	29,010,421	29,010,421	27,347,922	△ 1,662,499	高額医療費共同事業の拠出金
⑧ 特定健康診査 ・保健指導事業費	1,767,114	1,767,114	804,102	△ 963,012	40歳以上を対象にした特定健康診査と保健指導の実施
⑨ 保健事業費	101,892	101,892	61,976	△ 39,916	40歳以上を対象にした特定健康診査と保健指導の実施
⑩ 審査費	603,893	603,893	573,174	△ 30,719	レセプト審査支払手数料等
3 予備費	10,000	10,000	0	△ 10,000	
4 前年度繰上充用金	0	823,948	823,948	0	
歳出合計	295,918,014	298,258,570	293,469,068	△ 4,789,502	

被保険者数の推移



1人当医療費と保険料の推移



議事3 横浜市国民健康保険 赤字解消に向けた取り組み

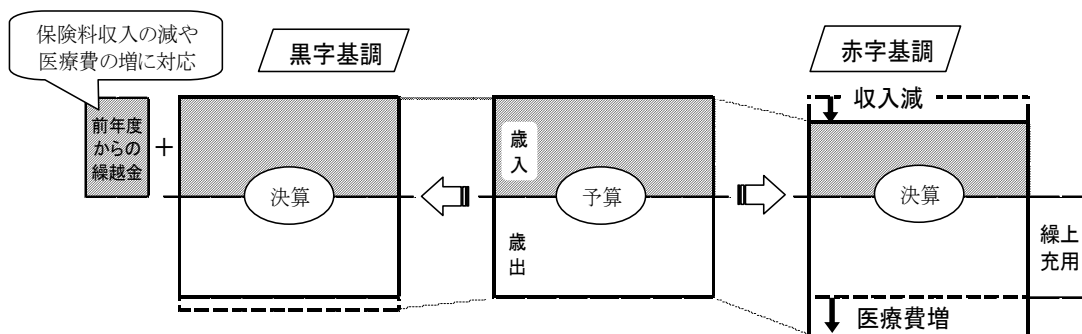
“ぬくもり”のある保険制度の運営を目指して

1 現状分析と課題

国民皆保険制度を支える仕組みのひとつである“国民健康保険”は、急速な高齢化の進展や団塊世代退職者の増加、医療技術の高度化や新型疾病の流行等による医療費の増に伴い給付費が膨らむ一方で、雇用情勢の悪化や景気後退の影響により、保険料の軽減措置を受ける低所得者層の加入や保険料滞納者の増加等による保険料収入の伸び悩みが懸念されています。

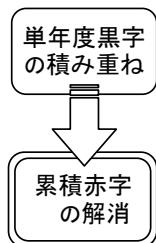
特に、この数年は経済情勢等が大きく変動しており、今なお先行きの不透明感が拭いきれない社会環境において、他の市町村国保と同様に本市国保財政は赤字基調となっており、平成19年度決算から2年連続で収支不足を生じるに至りました。

◇国保会計／予算・決算の姿



2 課題解決の方向性 [基本的な考え方]

収支不足に陥ることとなった要因はさまざまであり、それぞれの改善に向けた個々の対策を講じておりますが、国保財政の破綻を防ぐとともに、持続可能な財政基盤のもとでの健全かつ安定的な運営を目指すために、歳入・歳出の両面において、実効性のある総合的・具体的な赤字解消に向けた取り組みを実践します。



- ①歳入→ 増 …保険料増収に結びつく仕組みづくり、収納率向上対策
適正な保険料賦課、財源の安定確保
 - ②歳出→ 抑制…医療費の適正支出につながる事務処理のさらなる徹底
医療費の抑制につながる被保険者の意識啓発
- に取り組むことによって、単年度収支の黒字化を達成します。
さらに、毎年度の黒字を積み重ね、着実に累積赤字の解消を進めます。

※今後の医療を取り巻く環境や景気動向によっては収支が下振れすることも予想されますが、こうした変動に柔軟に対応した適時的確な取り組みを展開することにより、黒字化の実現を図ります。

その他の関連する 国保会計が抱える『構造的・今日的課題』と『対応』

ア 被保険者(加入者)の保険料負担能力の低下

- (ア) 高齢者(年金生活者)や離職者・無職者の加入増による年齢層・所得階層の変化への対応
- (イ) 「保険料負担能力が低い加入者への負担軽減」と「保険料公平負担の原則」とのバランス

イ 医療保険制度改正への対応

- (ア) 後期高齢者医療制度廃止→地域医療保険制度[医療保険の一元的運用]創設の動向監視
- (イ) 円滑な新制度移行のための十分な準備期間・制度周知

3 具体的な取り組みと効果

